

# はつらつ通信

Vol.3

Medical Information "HATSURATSU"

## 地域リハビリテーション

住み慣れた場所で生き生きと暮らしていくために

佐賀県では、障害者や高齢者が住み慣れた地域や家庭において、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが受けられる体制を作るため、平成15年8月から5施設を「地域リハビリテーション広域支援センター」に、佐賀県医師会を「佐賀県リハビリテーション支援センター」に指定し、それぞれの施設で活動を行っています。



### 地域リハビリテーションとは？

障害を持つ人や老人が、住み慣れた地域で、そこに住む人達とともに生涯を通じて生き生きとした生活が送れるよう、医療、保健、福祉および生活にかかわるあらゆる人が、リハビリテーションの立場から行う活動のすべてをいいます。

0952-34-3136「担当」  
リハビリテーション科 浅見夏子

また、佐賀県リハビリテーション支援センター協力施設として、佐賀大学医学部附属病院の協力を得ています。

佐賀県リハビリテーション支援センターは、広域支援センターのバックアップをはかるために設置されています。同センターでは、リハビリ施設の包括的援助のため、リハビリ施設の稼働状況の調査や、リハビリスタッフの技術向上のための研修会を開催したり、医療・福祉などに関係する機関・団体との連絡調整を行っています。

佐賀県  
リハビリテーション  
支援センター

各センターの紹介

- 佐賀中部地域リハビリテーション広域支援センター 佐賀社会保険病院
- 鳥栖地域リハビリテーション広域支援センター 医療福祉専門学校 緑生館
- 唐津地域リハビリテーション広域支援センター 医療法人松嶺会 河野病院
- 伊万里地域リハビリテーション広域支援センター 医療法人光仁会 西田病院
- 杵藤地区地域リハビリテーション広域支援センター 医療法人野便堂 白石共立病院
- 佐賀県リハビリテーション支援センター 佐賀県医師会
- 佐賀県リハビリテーション支援センター協力施設 佐賀大学医学部附属病院

県内5つの老人保健福祉圏域ごとに設置されていますので、まずはお近くの広域支援センター相談窓口までお問い合わせください。

広域支援センターは、住民の皆様が快適に暮らせる相談窓口を設置し、リハビリや福祉用具、住宅改修等、医療・福祉サービスの相談に応じしています。

詳しい推進体制については、佐賀県リハビリテーション支援センターホームページをご覧ください。

そしてこの業務を通じて、よりよい福祉用具や住宅改修の研究・開発を佐賀大学医学部地域医療科学研究センターと共に進めています。

地域リハビリテーション  
広域支援センター  
[http://www.saga.med.or.jp/saga\\_med/rehabilit/](http://www.saga.med.or.jp/saga_med/rehabilit/)

# 地域リハビリテーション 広域支援 センターの ごあんない

# 県内5ヶ所の 広域支援センターが 皆さまをサポートします。



地域リハビリテーション  
広域支援センター

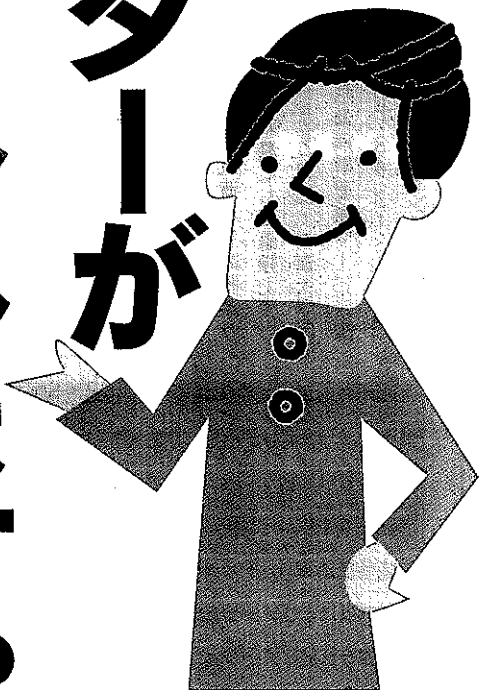
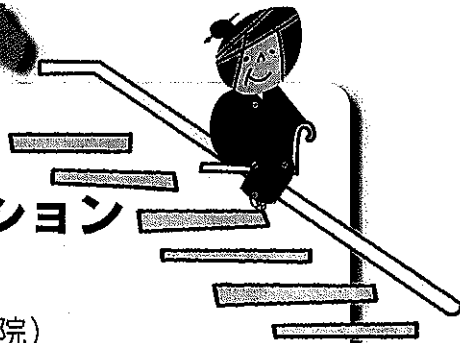
## 唐津 地域リハビリテーション 広域支援センター

(医療法人松籟会 河畔病院)

唐津地域リハビリテーション広域支援センターは、センター長である河畔病院院長・井上洋一郎の指示のもとに、担当責任者の理学療法士・溝上と専任事務担当者の看護師・増本が主にセンター業務を担当しています。

唐津地区の関係団体との連携の為、年2回の連絡協議会を開催し、医師会・歯科医師会・薬剤師会など医療関係団体だけでなく福祉関係団体や建築士会等の団体の協力を得て事業を展開しています。少しずつ相談件数も増え、住宅改修等の指導も行っています。定期的な介護老人福祉施設職員への実技指導の依頼もありましたが、最近は転倒予防教室への講師派遣が多くなっています。又、佐賀県の充実した施設である介護実習普及センターへの見学研修を企画したところ、35名の参加があり、福祉用具の実物で使用方法を学んだり、バリアフリーモデル住宅を十分体験していただくこともできました。今後もこの企画は続けて行きより多くの方に体験していただきたいと思います。実技研修では好評だった介護技術研修会をもう1回開催します。問い合わせは下記へお願いします。

- 所在地:唐津市松南町119-2
- 相談日時:毎週火曜日 9:00~15:30  
FAXは随時受け付けています。
- 連絡先:TEL・FAX 0955-77-3014



# 杵藤地区 地域リハビリテーション 広域支援センター



(医療法人静便堂 白石共立病院)

## ◎相談内容

### ①リハビリ相談(在宅でのリハビリ指導)

専門スタッフ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など)を派遣して、訪問看護師等に指導します。

### ②住宅改修、福祉用具選定のアドバイス

能力に応じて、専門スタッフが現地指導を行います。

### ③訪問歯科診療、訪問服薬指導窓口の紹介

### ④訪問リハビリ実施施設の紹介

現地(自宅)での出張指導を主に実施していますが、各種機関での要望に合わせての研修会講師の派遣も行っています。まずはご一報下さい。

実施内容	(件)
福祉用具アドバイザーの派遣	1
住宅改修アドバイザーの派遣	4
リハビリ従事者への現地指導	8
リハビリ従事者研修会	14
啓発冊子等作成	1
総相談件数	28

## これまでの実施内容

(平成16年4月1日～11月26日まで)

相談窓口の開設回数……34回

寝たきり防止の情報提供件数……140件

- 所在地:杵島郡白石町大字福田1296
- 相談日時:毎週月曜日(祝祭日の場合火曜日)8:30～17:15  
FAXは随時受け付けています。
- 連絡先:TEL・FAX 0952-84-2143
- 事務局:山口洋一(作業療法士) ●センター長:真島東一郎(医師)

# 佐賀中部 地域リハビリテーション 広域支援センター



(佐賀社会保険病院)

平成15年8月より佐賀県からの指定を受け、障害をもつ人々や高齢者が健常者とともに地域で生き生きと暮らせることを目標に掲げた地域リハビリテーション活動が当院を中心に展開されています。

主な広域支援センターの活動としては、1)地域リハビリテーション実施機関の支援、2)地域のリハビリテーション従事者に対する援助・支援、3)リハビリテーション関係機関・団体との連絡協議会の設置などです。

現在までの活動では、2)に対する支援希望が多くあり研修会開催や各施設の勉強会にリハビリ専門職を派遣しています。当センターにご相談いただければ、リハビリに関するネットワークを駆使して相談者の希望に沿うような形で対応できると思います。是非、この地域リハビリテーションのシステムをご活用いただければ幸いです。

- 所在地:佐賀市兵庫南3-8-1 佐賀社会保険病院リハビリテーション科内
- 相談日時:毎週火・木曜日 12:30～13:30、16:30～17:30  
FAXは随時受け付けています。
- 連絡先:TEL 0952-28-5312 FAX 0952-28-5313
- 事務局:本多知行(リハビリテーション科部長)
- センター長:山本裕士(病院長)

# 伊万里 地域リハビリテーション 広域支援センター



(医療法人光仁会 西田病院)

リハビリテーションに携わる関係機関または住民の方々からの相談に対し援助を行う施設です。

### ○対象地域 伊万里市、有田町、西有田町

○主な相談先 特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、障害児施設、行政機関等から相談が来ています。

### ○相談に対し必要があれば、現地指導を行っています。

具体例:2級福祉住環境コーディネーターによる福祉用具、「住宅改修のアドバイス」

#### ◎訪問看護師へのリハビリ技術指導

#### ◎言語聴覚士による摂食・嚥下方法の技術指導

#### ◎障害児施設へ定期的な理学療法士の派遣

#### ◎入浴補助用具(いす、バスボード)の使用方法を家族へ指導

○研修会の開催 地域のご要望に応じ各種研修会を企画、開催しています。

- 所在地:伊万里市山代町楠久890-2
- 相談日時:毎週水曜日 8:30～12:30  
FAXは随時受け付けています。
- 連絡先:TEL・FAX 0955-28-3620
- 事務局:梅崎、真崎(理学療法士) ●センター長:青山重晴(医師)

# 鳥栖 地域リハビリテーション 広域支援センター



(医療福祉専門学校 緑生館)

鳥栖地域リハビリテーション広域支援センターの緑生館は平成7年4月に開校した佐賀県唯一の理学療法士・作業療法士の養成校です。これまでに6期生までが卒業し(458名)、その内115名(理学療法士52名、作業療法士63名)が佐賀県に就職するなど県内のリハビリテーションの一翼を担っていると考えています。担当スタッフは理学療法士5名、作業療法士7名と、鳥栖三養基医師会をはじめとして他の医療関係団体や医療・福祉施設、行政など地域の医療・福祉・保健の分野に携わる方々と連携を図りながら、この地域リハビリテーション広域支援センターの業務を遂行しています。

今年度の事業として①毎週火曜日(9:00～16:00)に電話による相談窓口の設置。②研修会を年6回開催。③理学療法士・作業療法士を派遣して現地での研修や実地指導。④この支援センターを運営するために医療関係団体(10団体)、福祉関係団体(4団体)、行政関係(3機関)の代表者で連絡協議会を年2回開催。⑤広報としてホームページ(<http://ryokuseikan.ac.jp/center/>)を開設しています。

- 所在地:鳥栖市西新町1428-566
- 相談日時:毎週火曜日 9:00～16:00
- 連絡先:TEL 0942-84-3640 FAX 0942-84-3680  
E-mail sien@ryokuseikan.ac.jp
- センター長:倉富真

# 医療インフォメーション

## 保険診療を正しく受けましょう

皆さん方が病気やケガに見舞われた際、健康保険証を使って受ける医療が保険診療です。保険診療に係る費用は、皆さんが払う保険料と国や自治体の公費負担金及び患者さんが窓口で支払う一部負担金によってまかなわれています。保険診療の財源を有効に活用するには、患者さん方に正しい受診を心がけていただくことも必要です。ご協力をお願いします。

1

診察する際は、その都度、健康保険証(カード)を提出してください。

また、治療中に退職や転職などで健康保険証が変わった場合は、すぐに医療機関の窓口へ申し出てください。退職などで資格を喪失した健康保険証(カード)は、すみやかに事業主に返納してください。

2

急病でない限り、診療時間内に受診してください。



3

信頼・相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。

かかりつけ医を通して高次(各専門)医療機関を受診することで、一貫した医療を受けることができます。



4

医師の指示・注意を守って下さい。

また、過剰に注射や薬などを求めないようにしましょう。



5

仕事・勤務途中のケガは健康保険の対象とはなりません。

仕事や勤務途中の事故が原因であるケガや、仕事に起因する病気は原則、労災保険の対象となり、健康保険の対象とはなりません。労災保険の給付を受けるためには、所定の保険給付請求書に必要事項を記載し、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に提出しなければなりません。

6

交通事故などは加害者が治療費等を支払うことが原則です。

交通事故のように、第三者によって起こったケガや病気は、第三者である加害者が治療費や休業補償費を支払うことが原則です。交通事故の場合は、まず自賠責保険より支払われることになります。受診の際は、医療機関窓口へご相談ください。

### 編集後記

県民の皆様、こんにちは。新年はいいかがお迎えにいられましたでしょうか。今年も三日月には、たくさんの方々が初詣に出かけられたようです。さて、今回の「はつらつ通信」では、「地域リハビリテーション」をメインテーマに取り上げておりますが、皆様には聞き慣れない言葉だと思えます。高齢者や障害をもつ方々が地域において自立した生活を送るためには、個々の身体機能にあわせた医療的、教育的、職業的、社会的視点からリハビリテーションが、総合的かつ一貫性をもって提供される必要があります。そのため、活動として全国で「地域リハビリテーション」への取り組みが行われています。今号では、県内にあるリハビリテーション支援センターを紹介しています。皆様には、本県でもこのような取り組みが行われていることを知っていただくと共に、必要の際には、是非、ご相談下さいませようお願いします。最後に、「はつらつ通信」に対するご感想やご意見、皆様方の気になる病気や医療制度に対する疑問などございましたら、お寄せ下さい。出来る限り、本誌でとり上げていきたいと思っております。